

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する総 理府令及び関係告示の施行について（通知）

（平成4年3月26日）

（使用者・販売業者・廃棄業者あて）

（科学技術庁原子力安全局放射線安全課長通知）

標記につきましては、平成4年3月26日付け4安局第35号により原子力安全局長から通知されたところですが、本改正に伴い貴事業所等において留意すべき事項について、別添1「放射線障害防止関係法令の改正等に伴う留意点について」にまとめましたので、御了知のうえ、講ずべき措置について遺漏のなきようお願いいたします。

また、当庁に対して、許可使用に係る変更許可申請等を行う場合に注意すべき点について、別添2「申請等に際しての注意点について」に取りまとめましたので、併せて御了知下さい。

別添1

放射線障害防止関係法令の改正等に伴う留意点について

1. 施設点検制度関係

（1）放射線障害予防規定の規定事項の追加（規則第21条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令（以下「一部改正規則」という。）の施行後に、使用者、販売業者又は廃棄業者（以下「使用者等」という。）が、新たに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別記様式第11により科学技術庁長官（以下「長官」という。）に放射線障害予防規定を届け出る場合は、改正後の規則（以下「新規則」という。）第21条第1項第1号の5に規定する事項（放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあっては、管理区域）の点検に関する事）について規定し、届け出て下さい。

一部改正規則の施行の際に、現に長官に対して放射線障害予防規定を届け出

ている使用者等は、平成5年3月31日までに新規則第21条第1項第1号の5に規定する事項を追加し、規則別記様式第12による放射線障害予防規定の変更の届出を行って下さい。

新規則第21条第1項第1号の5に規定する事項を放射線障害予防規定に規定する際には、以下の点に留意して下さい。

イ 点検項目の細目及び細目ごとの点検の頻度を具体的に定めること。

ロ 点検項目の細目については、放射線施設の室等ごとに適用される施設基準（使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、廃棄施設及び機器設置施設の基準）及び行為基準（使用、詰替え、保管及び廃棄の基準）に適合していることを確認できるような細目とすること。

ハ 細目ごとの頻度については、年2回を標準とし、工場若しくは事業所、販売所又は廃棄事業所（以下「事業所等」という。）における従来の放射線管理の業務（放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況の測定の実施等）を考慮して定めること。

（2）記帳事項の細目の追加（規則第24条関係）

一部改正規則の施行後には、放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあっては、管理区域）の点検の実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名を記帳して下さい。

記帳事項の細目のうち、点検の結果については、必ず「適」又は「不適」の別を記載し、「不適」の場合には講じた措置の内容を記載して下さい。

2. 定期的報告徴収制度関係（規則第39条関係）

（1）放射線管理状況報告書の提出

使用者等は、毎年4月1日からその翌年3月31日までの期間における事業所等における放射性同位元素の在庫及び放射線管理の状況について、新規則別記様式第21の4の報告書（使用者にあっては別紙1、販売業者にあっては別紙2及び廃棄業者にあっては別紙3）（以下「放射線管理状況報告書」という。）を、当該期間の経過後3月以内（6月30日まで）に、長官に対して提出して下さい。

本規定は、平成4年4月1日以後の期間について適用されることから、一部

改正規則の施行後最初の報告は、平成4年4月1日から平成5年3月31日までの期間について、平成5年6月30日を期限として報告することとなることに留意して下さい。

放射線管理状況報告書の用紙の大きさは日本工業規格A4です。

(2) 放射線管理状況報告書の記載

以下の事項に留意して記載して下さい。

共通事項

イ 様式の注書きに従うこと（許可使用者にあつては別紙4、届出使用者にあつては別紙5及び販売業者にあつては別紙6の記載例を参照のこと。）

ロ 記載できない項目（例：放射線業務従事者のいない場合における「放射線業務従事者数」及び「実効線量当量分布」、密封された放射性同位元素のみを使用する場合における「密封されていない放射性同位元素の保管の状況」等）については、当該項目の欄に斜線を引くこと等により、その旨を明示すること。

ハ 「施設等の点検の実施状況」の項目については特に次の点に留意すること。

A 当該項目は、すべての事業所等が必ず記載しなければならないこと。

B 当該項目のうち「点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容」は、施設点検の結果補修等の必要のない場合には「なし」と記載すること。

C 当該項目のうち「実施回数」は、全部の項目の点検の完了をもって1回と数え、「直近の実施年月日」は、すべての項目の点検に要した期間のうち直近のものを記載すること（例：平成4年9月1日～同年11月30日）。

ニ 「放射線業務従事者数」の項目については特に次の点に留意すること。

A 放射線業務従業者とは、取扱等業務に従事する者であつて管理区域に立ち入るものであり、当該事業所等所属の労働者に限られるものではないこと。

B 年度の途中で当該事業所の放射線業務従事者でなくなった者及び放射線業務従事者になった者についても、1人として数えること。

C 放射線業務従事者になる予定で教育訓練を受講し、健康診断を受診した者は、実際に管理区域に立ち入らなければ放射線業務従事者とはならない

こと。

ホ 「個人実効線量当量分布」の項目については特に次の点に留意すること。

A 個人実効線量当量分布の区分別の放射線業務従事者数の合計は、二の放射線業務従事者数と一致すること。

B 年度の途中で当該事業所の放射線業務従事者となった者又は放射線業務従事者ではなくなった者については、当該事業所の放射線業務従事者であった期間の線量当量を1年間の線量当量とみなすこと。

使用者に関する事項

イ 「密封されていない放射性同位元素の保管の状況」の項目については特に次の点に留意すること。

A 当該項目における「受入れ」及び「払出し」とは、貯蔵施設への「受入れ」及び貯蔵施設からの「払出し」であること。

B 当該項目のうち「合計保管数量」は、許可された貯蔵能力と比較するためのものであること。

C 一つの事業所等の中に複数の貯蔵施設を有する場合であって、別々に貯蔵施設の貯蔵能力が定められている場合には、各々の貯蔵施設ごとに記載すること。

ロ 「密封された放射性同位元素の保管の状況」の項目については特に次の点に留意すること。

イを参照のこと。

販売業者に関する事項

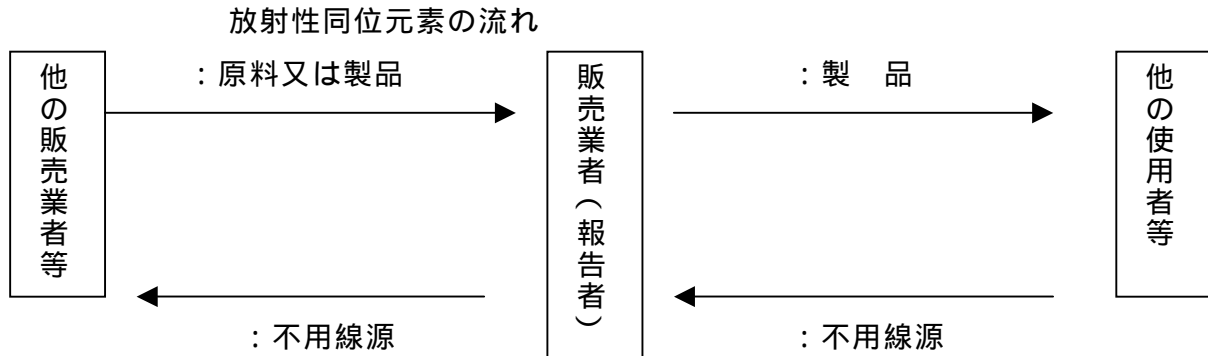
イ 「密封されていない放射性同位元素の仕入れ又は販売の状況」の項目については特に次の点に留意すること。

A 「仕入れ」とは代価を支払って譲受することであり、また、「販売」とは代価を得て譲渡することであること（実際に販売所を経由したか否かを問わないこと。）。

B 実際に、輸入し、又は、使用者等から譲り受ける放射性同位元素の数量の合計が「受入数量」であること（「仕入数量」を含むものであること。）。

C 実際に、輸出し、又は、使用者等に譲り渡す放射性同位元素の数量の合計が「払出数量」であること（「販売数量」を含むものであること。）。

D 下図を参照のこと。



- ・ 仕入れ：
- ・ 販 売：
- ・ 受入れ： +
- ・ 払出し： +

注：受入れ又は払出しについては、実際に販売所を経由した放射性同位元素の数量であること。

ロ 「密封された放射性同位元素の仕入れ又は販売の状況」の項目については特に次の点に留意すること。

イを参照のこと。

廃棄業者に関する事項

イ 「放射性同位元素等の廃棄の状況」の項目については特に次の点に留意すること。

A 使用者等から譲り受ける放射性同位元素等の数量の合計が「受入数量」であること。

B 使用者等から譲り受け、廃棄物貯蔵施設に保管する放射性同位元素等の数量の合計が「保管数量」であること。

C 使用者等から譲り受けた放射性同位元素等に、減容、固型化等の処理を施し、又は処理を施さずに、排気、排水、保管廃棄又は海洋投棄により廃棄した数量が「廃棄数量」であること。

D 他の廃棄事業所に譲り渡した放射性同位元素等の数量が「払出数量」で

あること。

(3) 当面留意すべき事項

記載を円滑に行うために、平成 3 年度及び 4 年度においては特に次の点に留意して下さい。

施設点検の確実な実施及び記帳

平成 3 年度末 (平成 4 年度初め) における放射性同位元素の保管の状況の確認及びこれに係る確実な記帳

平成 3 年度から平成 4 年度に継続して放射線業務従事者となる者の確認

3 . 規制の合理化関係

(1) 表示付放射性同位元素装備機器に係る規制の合理化

放射線の量の定期的な測定の廃止 (規則第 2 0 条関係)

イ 一部改正規則の施行後は、表示付放射性同位元素装備機器に係る放射線の量の測定のうち、作業を開始した後における測定は、当該機器による放射線障害のおそれがあるときに行うこととなりました。

ロ 当該機器による放射線障害のおそれがあるときには、

A 地震等により当該機器が保管の場所から落下した場合

B 次に掲げる条件で、使用し、又は保管しなかった場合

a ディテクタ及びキャリアガスの温度が 3 5 0 度を超えないこと。

b キャリヤガスとして腐食性のガスを用いないこと。

c ディテクタにキャリアガス又は試料以外の物を入れないこと。

C 表示付放射性同位元素装備機器のしゃへいその他の放射線障害防止機構を損なう改造を行った場合、また、当該機構を損なうおそれのある方法で保管した場合

D 規則第 1 6 条第 4 号イ又はロに規定する場合以外の表示付放射性同位元素装備機器に装備された放射性同位元素の詰替えを行った場合

等が含まれます。

教育訓練の合理化 (告示「教育及び訓練の時間数を定める告示」関係)

(2) を参照してください。

記帳事項の細目の削減 (規則第 2 4 条関係)

イ 一部改正規則の施行後は、表示付放射性同位元素装備機器 (ガスクロマト

グラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（ニッケル63を装備しているものに限る。）に限る。以下同じ。）に係る記帳事項の細目のうち、当該機器の名称及び機構確認の番号、使用の年月日、目的、方法及び場所並びに使用に従事する者の氏名についての記帳の義務が廃止されました。

□ 保管に関する事項については、従来通り記帳する必要があります。

(2) 密封された放射性同位元素の取扱いの多様化等に伴う規制の合理化

一時的使用の目的の追加（告示「使用の場所の一時的変更の届出に係る使用の目的を指定する告示」関係）

イ 使用の場所の一時的変更の届出に係る使用の目的を指定する告示の公示後は、許可使用者が370GBq以下の密封された放射性同位元素を一時的に使用の場所を変更して使用する場合における使用の目的に次に掲げるものを追加し、当該目的で一時的に使用する場合に使用の場所の変更を行うときには許可使用に係る変更の許可を要せず、あらかじめ届出を行うように手続きが簡素化されました。

A 蛍光エックス線分析装置による物質中の元素の質量の調査

B ガンマ線密度計による物質の密度の調査

C 中性子水分計による土壌中の水分の質量の調査

□ 当該手続き（規則別記様式第8による許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出）については、従来どおりです。

教育訓練の合理化（規則第21条の2及び告示「教育及び訓練の時間数を定める告示」関係）

イ 一部改正規則の施行後は、教育及び訓練を受けなければならない対象者の区分が次のようになりました。

A 放射線業務従事者

B 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者（Cの者を除く。）

C 表示付放射性同位元素装備機器のみの取扱等業務に従事する者

D A、B又はC以外の者（取扱等業務に従事しない者であって管理区域に立ち入る者）

□ A、B又はCの者に対して、あらかじめ行わなければならない教育及び訓

練の時間数の下限が、次表のように定められました。

項目	時間数の下限		
	A	B	C
放射線の人体に与える影響	30分	30分	10分
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間	1時間30分	20分
放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間	30分	20分
放射線障害予防規定	30分	30分	10分

八 Dの者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について行うこととなりました。

二 教育及び訓練に係る記帳については、従来通りA、B、C及びDのすべての者について行う必要があります。なお、教育及び訓練を省略する者については、その理由を記帳することが望ましいことを申し添えます。

(3) 手続きの簡略化

変更の許可を要しない軽微な変更の追加（規則第5条の2及び告示「変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示」関係）

イ 一部改正規則の施行後は、許可使用者が行う変更のうち次に掲げるものについては、変更の許可を要しない軽微な変更となり、当該変更に係る手続きが簡素化されました。

A 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用時間数の減少

B 管理区域の拡大及び当該変更に伴う管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）

ロ 当該手続き（規則別記様式第7の3による許可使用に係る軽微な変更の届出）については従来どおりです。

放射性同位元素の使用の届出の届書に添付する法人登記簿の抄本の添付の廃止（規則第9条及び第10条関係）

一部改正規則の施行後は、規則別記様式第5による放射性同位元素の使用の届出を行う場合には、当該届書の添付書類のうち法人登記簿の抄本の添付を要しなくなりました。

一部の届書の提出部数の削減（規則第12条及び告示「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第12条第2項の規定による工場又は事業所を定める件」関係）

イ 一部改正規則の施行後は、規則別記様式第5による放射性同位元素の使用の届出及び同様式第6による放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条の2第2項の届出使用に係る変更の届出を行う場合には、長官に対する届書の提出部数が工場又は事業所に応じて次表のようになりました。

工場又は事業所	届書の提出部数	うち添付書類を添付する届書の部数
1. 2又は3以外の工場又は事業所	正本1通及び副本3通	正本1通及び副本1通
2. 学校教育法による学校の設置する病院又は診療所 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">例 大学の医学部又は歯学部設置された附属病院等</div>	正本1通及び副本4通	正本1通及び副本2通
3. 国の設置する病院又は診療所（厚生大臣の設置するものを除く。）であって、2以外のもの （例 防衛大学校に設置された病院等）		

ロ 許可使用に係る変更許可申請書等イで掲げたもの以外の届書又は申請書の提出部数は従来通りです。

(4) 制度の平明化

放射線施設の廃止に伴う措置の報告書の様式の制定（規則第39条関係）

イ 一部改正規則の施行後は、放射線施設を廃止したとき（事業所等内のすべての放射線施設を廃止した場合ではないので注意して下さい。）は、当該放射線施設の廃止の日から30日以内に、新規則別記様式第21の3による放射

線施設の廃止に伴う措置の報告書（別紙 7）を長官に対して提出してください。

ロ 放射線施設の廃止に伴う措置の報告書の用紙の大きさは日本工業規格 A 4 です。

ハ 一部改正規則の施行後は、当該報告を、許可使用に係る変更許可申請、許可使用に係る軽微な変更の届出等の手続きと別途行うこととして下さい。

別紙 1

様式第二十一の四（第 39 条第 3 項関係）

放射線管理状況報告書（使用者）

略

別紙 2

様式第二十一の四（第 39 条第 3 項関係）

放射線管理状況報告書（販売業者）

略

別紙 3

様式第二十一の四（第 39 条第 3 項関係）

放射線管理状況報告書（廃棄業者）

略

様式第二十一の四（第 39 条第 3 項関係）

整理番号（注 1）

平成 4 年度 放射線管理状況報告書（使用者）		平成 5 年 6 月 20 日					
科学技術庁長官 殿		氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印 株式会社 代表取締役社長					
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 42 条第 1 項及び同法施行規則第 39 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。							
氏名又は名称		株式会社					
法人にあっては、その代表者の氏名		代表取締役社長					
住所		東京都大田区 - -					
許可証の年月日及び番号又は法第 3 条の 2 第 1 項の届出をした年月日		昭和 年 月 日、使第 号					
工場又は事業所	名称	株式会社 研究所					
	所在地	静岡県浜松市 - -					
1. 施設等の点検の実施状況	実施回数	4		直近の実施年月日	5 年 2 月 25 日 ~ 3 月 2 日		
	点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容（注 2）			別紙 のとおり			
2. 密封されていない放射性同位元素の保管の状況（注 3）	種類（注 4）	}					
	減衰補正の有無	}					
	保管数量（注 5）	} 別紙 のとおり					
	受入及び払出数量（注 6）	}					
	合計保管数量（注 7）						
3. 密封された放射性同位元素の保管の状況（注 8）	種類及び数量（注 9）	}					
	保管個数（注 10）	} 別紙 のとおり					
	受入及び払出個数（注 11）	}					
4. 放射線業務従事者数		20 人					
5. 個人実効線量当量分布	1 年間の線量当量（mSv）	5 以下	5 を超え 15 以下	15 を超え 20 以下	20 を超え 25 以下	25 を超え 50 以下	50 を超えるもの
	放射線業務従事者数（人）	15	4	1	0	0	0

別紙

施設(室)	点検項目(細目)	点検結果	講じ、又は講ずる予定の補修等の内容
第1実験室	東側の壁の構造	上部約50cmにわたりきれつが生じていた。	平成5年3月5日に補修を行い、同日完了した。
第2研究室	放射性同位元素使用室の標識	標識が付されていなかった。	平成5年3月1日に新たに取付けた。

別紙

(第1RI貯蔵庫)

種類	1 ^3H	2 ^{14}C		12 ^{32}P	13 ^{35}S	14 ^{51}Cr	15 ^{131}I
減衰補正の有無	無	無		有	有	無	有
保管数量	100 kBq	200 kBq		100 kBq	0	0	1.5 MBq
受入及び払出数量	-50 kBq	0		100 kBq	-70 kBq	0	-500 kBq

(第2RI貯蔵庫)

種類	1 ^3H	2 ^{14}C	3 ^{32}P	4 ^{35}S
減衰補正の有無	無	無	有	有
保管数量	50 kBq	50 kBq	0	0
受入及び払出数量	-50 kBq	-20 kBq	-50 kBq	-70 kBq

合計保管数量	25.3kBq
--------	---------

別紙

種類及び数量	^{63}Ni 370 MBq	^{85}Kr 15.54 GBq		^{137}Cs 11.1 GBq	^{241}Am 20.35 GBq	17 ^{60}Co 370 MBq	18 ^{226}Ra 74 MBq
保管個数	1	1		1	0	2	5
受入及び払出個数	0	1		0	-1	0	-5

様式第二十一の四（第 3 9 条第 3 項関係）		整理番号（注 1）					
平成 4 年度 放射線管理状況報告書（使用者）							
						平成 5 年 6 月 5 日	
科学技術庁長官		殿		氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印			
				財団法人 研究所			
				代表取締役社長			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 4 2 条第 1 項及び同法施行規則第 3 9 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。							
氏名又は名称		財団法人 研究所					
法人にあっては、その代表者の氏名		理事長					
住所		大阪府大阪市東区 - -					
許可証の年月日及び番号又は法第 3 条の 2 第 1 項の届出をした年月日		平成 年 月 日、届					
工場又は事業所	名称	財団法人 研究所 研究所					
	所在地	福岡県北九州市小倉区 - -					
1 .施設等の点検の実施状況	実施回数	2		直近の実施年月日		5 年 3 月 1 0 日	
	点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容（注 2）			なし			
2 .密封されていない放射性同位元素の保管の状況（注 3）	種類（注 4）						
	減衰補正の有無						
	保管数量（注 5）						
	受入及び払出数量（注 6）						
合計保管数量（注 7）							
3 .密封された放射性同位元素の保管の状況（注 8）	種類及び数量（注 9）		⁶³ Ni 370 MBq	⁶³ Ni 370 MBq	⁶³ Ni 370 MBq		
	保管個数（注 1 0）		1	1	0		
	受入及び払出個数（注 1 1）		0	1	-1		
4 .放射線業務従事者数		人					
5 .個人実効線量当量分布	1 年間の線量当量（mSv）	5 以下	5 を超え 15 以下	15 を超え 20 以下	20 を超え 25 以下	25 を超え 50 以下	50 を超えるもの
	放射線業務従事者数（人）						

様式第二十一の四（第39条第3項関係）		整理番号（注1）						
平成4年度 放射線管理状況報告書（販売業者）				平成5年6月10日				
科学技術庁長官		殿		氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印 株式会社 取締役社長				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項の規定により、次のとおり報告します。								
氏名又は名称		株式会社						
法人にあっては、その代表者の氏名		取締役社長						
住所		神奈川県横浜市戸塚区 - -						
許可証の年月日及び番号		昭和 年 月 日、販第 号						
販売所	名称	株式会社 営業所						
	所在地	愛知県名古屋市中種区 - -						
1 施設等の点検の実施状況	実施回数	6		直近の実施年月日	5年3月25日 ～3月26日			
	点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき又は講ずる予定のときは、その内容（注2）				なし			
2 密封されていない放射性同位元素の仕入れ又は販売の状況（注3）	種類	³ H	¹⁴ C	³² P	³⁵ S			
	仕入数量	200 MBq	100 MBq	100 MBq	0			
	販売数量	100 MBq	50 MBq	100 MBq	0			
	受入数量	200 MBq	100 MBq	100 MBq	0			
	払出数量	150 MBq	50 MBq	100 MBq	0			
	保管数量（注4）	0	50 MBq	0	0			
3 密封された放射性同位元素の仕入れ又は販売の状況（注5）	種類及び数量	⁶³ Ni 370MBq	⁸⁵ Kr 15.54GBq	⁸⁵ Kr 18.5GBq	¹⁴⁷ Pm 12.95GBq			
	仕入個数	10	20	0	20			
	販売個数	5	25	0	20			
	受入個数	20	25	5	20			
	払出個数	15	30	5	20			
	保管個数（注6）	5	3	0	0			
4 放射線業務従事者数		15人						
5 個人実効線量当量分布	1年間の線量当量（mSv）	5以下	5を超え15以下	15を超え20以下	20を超え25以下	25を超え50以下	50を超えるもの	
	放射線業務従事者数（人）	12	3	0	0	0	0	

別紙 7

様式第二十一の三（第 39 条第 2 項関係）

放射線施設の廃止に伴う措置の報告書

略

別添 2

申請等に際しての注意点について

1. 申請等の時期

(1) 申請の時期

使用者、販売業者又は廃棄業者（以下「使用者等」という。）が、その工場若しくは事業所、販売所又は廃棄事業所（以下「事業所等」という。）について、許可使用に係る変更の許可の申請等の申請を行う場合には、一般的に申請を受理してから許可されるまで数か月を要するので、変更の予定年月日から十分な余裕をもって申請して下さい（詳しくは、審査担当官に問い合わせして下さい。）。

の申請を行う場合に、当該事業所等が病院等の医療機関であり、かつ、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律による手続き以外に医療法による手続きが必要な場合には、使用者は必ず並行して都道府県知事に対して医療法に基づく手続きを行って下さい。

(2) 届出の時期

使用者が、変更の許可を要しない軽微な変更の届出、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 3 条の 2 第 2 項に基づく届出使用に係る変更の届出等あらかじめ届け出なければならない届出を行う場合には、当庁において変更の予定年月日よりも前に届出を受理できるよう、余裕をもって届出を行って下さい。

使用者等が、許可使用に係る氏名等の変更の届出、放射線取扱主任者の選任・解任の届出等変更してから 30 日以内に届け出なければならない届出を行う場合にも、当該期限に対して余裕をもって届出を行って下さい。

2. 事前ヒアリング

(1) 当庁においては、1(1)及び(2)の申請等を円滑に行えるようにするために、申請又は届出前に審査担当官による事前ヒアリングを行っています。

(2) 事前ヒアリングを希望する場合は、事前に審査担当官に連絡をとり、日時、方法を約束して下さい。

連絡先 その所在地が茨城県以外にある事業所等の場合

〒100 東京都千代田区霞ヶ関2 - 2 - 1

科学技術庁原子力安全局放射線安全課

電話 東京03 - 3581 - 5271 (代)

内線 843又は844

その所在地が茨城県にある事業所等の場合

〒310 茨城県水戸市愛宕町4 - 1

水戸原子力事務所

電話 水戸0292 - 24 - 3831

(3) 事前ヒアリングは、必ず受けなければならないものではありません。

3. 申請書等の提出

当庁に対する申請書等の提出は、郵送、宅配便等で差し支えありません。ただし、郵送等の場合には輸送中の事故等により紛失、き損等のおそれがあるので、到着したか否かを必ず審査担当官に確認して下さい。

4. 表示付放射性同位元素装備機器に関する取扱い

使用者が、表示付放射性同位元素装備機器（ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（ニッケル63を装備したもの）に限る。）に関する許可使用に係る変更の許可の申請若しくは許可使用に関する軽微な変更の届出又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条の2第2項の規定による届出使用に係る変更の届出を行う場合にあつては、しゃへいに係る線量当量等の計算を行う際に、販売業者の発行するしゃへいの能力を示す書面の添付に代えて、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに係る放射線障害の防止に関する技術上の基準等を定める告示（昭和56年科学技術庁告示第9号）第5条第1号に規定する1センチメートル線量当量率（600ナノシーベルト毎時）を用いて計算することとしても差し支えないこと。